

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	国民年金事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長岡市は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書では以下の略称を用いています。
「番号法」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
「番号法第19条第8号に基づく主務省令」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年／デジタル庁／総務省令第9号）

評価実施機関名

長岡市長

公表日

令和7年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金事務
②事務の概要	国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査・報告等の事務処理を行う。特定個人情報ファイルは、上記法律及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の規定に基づき、次の事務で取り扱う。 ①第1号被保険者及び任意加入被保険者の適用 資格の取得、喪失、種別変更、氏名変更、住所変更等に関する届出（申出）及び各種訂正等の受理 ②付加保険料 付加保険料納付、辞退の申出または該当、非該当の届出の受理 ③法定免除 法定免除の該当、非該当の届出及び納付、納付申出期間訂正の申出の受理 ④申請免除 保険料全額または一部免除の申請及び取消の届出の受理 ⑤納付猶予 納付猶予の届出及び取消の届出の受理 ⑥学生納付特例 学生納付特例の届出及び不該当の届出及び取消の届出の受理 ⑦産前産後免除 産前産後期間における保険料免除の該当届出の受理 ⑧給付 老齢基礎年金、障害基礎年金、特別障害給付金、遺族基礎年金、寡婦年金、未支給年金、死亡一時金、老齢福祉年金等に係る裁定請求書、申請書、届出の受理 ⑨その他上記に関連する業務 現況届または所得状況届の受理、所得情報並びに住民記録等の情報提供、上記以外の申請及び届出の受理 ⑩進達及び報告 上記で受理した請求書、申請書、届出書、申出書の日本年金機構へ送付進達するとともに、厚生労働大臣へ報告する。
③システムの名称	1 国民年金システム 2 福祉年金システム 3 統合宛名システム（団体内統合利用番号連携サーバー）
2. 特定個人情報ファイル名	
1 国民年金被保険者ファイル 2 受給年金受給者ファイル 3 老齢福祉年金受給者ファイル 4 特別障害給付金受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表第46、116の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第73、74の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部国保年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部庶務課 940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 0258-39-2203
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部国保年金課 940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 0258-39-2220
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得を徹底するとともに、マイナンバー照会を行う際には、4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、以下の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認をしており、人為的なミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の審査・保管・廃棄
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	特定個人情報を含む書類の持ち出しを制限するとともに、保管にあたっては書棚において適正に管理している。また、特定個人情報を含む情報を外部記録媒体に保存及び持ち出しをしないことを徹底している。これらの対策を講じていることから、リスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法に基づき、第1号被保険者の資格の取得・喪失・種別変更に係る届出、転出・氏名変更・市内住所変更に係る届出、任意加入被保険者の資格の取得・喪失申出書の届出、年金手帳再交付申請、付加保険料納付・納付辞退申出、保険料免除理由該当・消滅届出、保険料免除・納付猶予申請の届出、学生納付特例申請書の届出、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金の裁定請求、死亡一時金請求、未支給年金請求について特定個人情報ファイルを使用している。	国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査・報告に関する事務処理を行う。 特定個人情報ファイルは、上記法律及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の規定に基づき、次の事務で取り扱う。 ①第1号被保険者及び任意加入被保険者の適用資格の取得、喪失、種別変更、氏名変更、住所変更等に関する届出（申出）及び各種訂正等の受理 年金手帳再交付申請の受理 ②付加保険料 付加保険料納付、辞退の申出または該当、非該当の届出の受理 ③法定免除 法定免除の該当、非該当の届出及び納付、納付申出期間訂正の申出の受理 ④申請免除 保険料全額または一部免除の申請及び取消の届出の受理 ⑤納付猶予 納付猶予の届出及び取消の届出の受理 ⑥学生納付特例 学生納付特例の届出及び不該当の届出及び取消の届出の受理 ⑦給付 老齢基礎年金、障害基礎年金、特別障害給付金、遺族基礎年金、寡婦年金、未支給年金、死亡一時金、老齢福祉年金等に係る裁定請求書、申請書、届出の受理	事後	重要な変更にあたらない項目
			⑧その他上記に関連する業務 現況届または所得状況届の受理、所得状況連名簿の受理、所得情報並びに住民記録等の情報提供、上記以外の申請及び届出の受理及び回送等 ⑨進達及び報告 上記で受理した請求書、申請書、届出書、申出書を日本年金機構へ送付進達するとともに、厚生労働大臣へ報告		
平成29年4月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 国民年金システム 2 中間サーバー 3 統合宛名システム（団体内統合利用番号連携サーバー）	1 国民年金システム 2 福祉年金システム 3 統合宛名システム（団体内統合利用番号連携サーバー）	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年4月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第1第31の項	番号法別表第1第31、83の項	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年4月11日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ①実施の有無	未定	実施しない	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年4月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	大滝 淳一	佐山 孝	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年4月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年4月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年11月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年11月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
平成30年7月2日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	佐山 孝	栗林 順子	事後	重要な変更にあたらない項目

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月2日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
平成30年7月2日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和1年6月21日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査・報告に関する事務処理を行う。 特定個人情報ファイルは、上記法律及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の規定に基づき、次の事務で取り扱う。 ①第1号被保険者及び任意加入被保険者の適用資格の取得、喪失、種別変更、氏名変更、住所変更等に関する届出(申出)及び各種訂正等の受理 年金手帳再交付申請の受理 ②付加保険料 付加保険料納付、辞退の申出または該当、非該当の届出の受理 ③法定免除 法定免除の該当、非該当の届出及び納付、納付申出期間訂正の申出の受理 ④申請免除 保険料全額または一部免除の申請及び取消の届 出の受理 ⑤納付猶予 納付猶予の届出及び取消の届出の受理 ⑥学生納付特例 学生納付特例の届出及び不該当の届出及び取消の届出の受理 ⑦給付 老齢基礎年金、障害基礎年金、特別障害給付金、遺族基礎年金、寡婦年金、未支給年金、死亡一時金、老齢福祉年金等に係る裁定請求書、申請書、届出の受理	国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査・報告等の事務処理を行う。 特定個人情報ファイルは、上記法律及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の規定に基づき、次の事務で取り扱う。 ①第1号被保険者及び任意加入被保険者の適用資格の取得、喪失、種別変更、氏名変更、住所変更等に関する届出(申出)及び各種訂正等の受理 ②付加保険料 付加保険料納付、辞退の申出または該当、非該当の届出の受理 ③法定免除 法定免除の該当、非該当の届出及び納付、納付申出期間訂正の申出の受理 ④申請免除 保険料全額または一部免除の申請及び取消の届 出の受理 ⑤納付猶予 納付猶予の届出及び取消の届出の受理 ⑥学生納付特例 学生納付特例の届出及び不該当の届出及び取消の届出の受理 ⑦産前産後免除 産前産後期間における保険料免除の該当届出の受理 ⑧給付 老齢基礎年金、障害基礎年金、特別障害給付金、遺族基礎年金、寡婦年金、未支給年金、死亡一時金、老齢福祉年金等に係る裁定請求書、申請書、届出の受理	事後	重要な変更にあたらない項目
令和1年6月21日		⑧その他上記に関連する業務 現況届または所得状況届の受理、所得状況連名簿の受理、所得情報並びに住民記録等の情報提供、上記以外の申請及び届出の受理及び回送等 ⑨進達及び報告 上記で受理した請求書、申請書、届出書、申出書を日本年金機構へ送付進達するとともに、厚生労働大臣へ報告	⑨その他上記に関連する業務 現況届または所得状況届の受理、所得情報並びに住民記録等の情報提供、上記以外の申請及び届出の受理 ⑩進達及び報告 上記で受理した請求書、申請書、届出書、申出書を日本年金機構へ送付進達するとともに、厚生労働大臣へ報告する。		
令和1年6月21日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第1第31、83の項	番号法第9条第1項 別表第1第31、83の項	事後	重要な変更にあたらない項目
令和1年6月21日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	重要な変更にあたらない項目
令和1年6月21日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		番号法第19条第7号 別表第2第48、50の項	事後	重要な変更にあたらない項目
令和1年6月21日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	栗林 順子	課長	事後	重要な変更にあたらない項目
令和1年6月21日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和1年6月21日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和1年6月21日	Ⅳ リスク対策		新様式への変更に伴うリスク対策の記載	事後	重要な変更にあたらない項目
令和2年2月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和2年2月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和2年2月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和3年6月7日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年2月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和3年6月7日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年2月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年6月8日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2第48、50の項	番号法第19条第8号 別表第2第48、50の項	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年6月8日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年6月8日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和5年6月8日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和5年6月8日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和6年6月13日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和6年6月13日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	表紙 特記事項	「番号法」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） 「主務省令①」…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年／内閣府／総務省令第5号） 「主務省令②」…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年／内閣府／総務省令第7号） 「条例」……長岡市個人番号の利用等に関する条例（令和4年長岡市条例第48号）	「番号法」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） 「番号法第19条第8号に基づく主務省令」…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年／デジタル庁／総務省令第9号）	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1第31、83の項	番号法別表第46、116の項	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2第48、50の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第73、74の項	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するかリスクへの対策は十分か		十分である	事後	重要な変更にあたらない項目

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月30日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するかリスクへの対策は十分か 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得を徹底するとともに、マイナンバー照会を行う際には、4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、以下の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認をしており、人為的なミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の審査・保管・廃棄	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠		特定個人情報を含む書類の持ち出しを制限するとともに、保管にあたっては書棚において適正に管理している。また、特定個人情報を含む情報を外部記録媒体に保存及び持ち出しをしないことを徹底している。これらの対策を講じていることから、リスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	重要な変更にあたらない項目